

一般社団法人全国日本学士会会費規則

平成25年6月21日 定時社員総会承認

(目的)

第1条 一般社団法人全国日本学士会（以下「本会」という。）定款第7条第1項の規定に基づき、会員の入会金及び会費に関し必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 入会金は、5,000円とする。ただし、定款第5条第2号に掲げる賛助会員は無料とする。

(会費)

第3条 会費の年額は、次のとおりとする。

正会員 一口 10,000円

賛助会員 個人会員 一口 20,000円（一口以上）

法人会員 一口 500,000円（一口以上）

(会費の使途)

第4条 会費は、本会の管理・運営及び事業の実施に使用するものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。